

【会則】

第1条 本会は、泉州甲南会と称する。

第2条 本会は甲南学園同窓会により組織し、この地域における社会、経済、文化の発展振興に資することで会員相互の研鑽と親睦を深め、併せて母校の発展に寄与する事を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本会は、原則として、大阪府岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南町、岬町に居住し、
又は勤務する甲南学園の卒業生を以って、会員とする。
2. 甲南号園に在籍した者で、上記地域以外の方で当会の趣旨に賛同する者。[上記の甲南学園は前身校を含み、次の通りとする。
甲南大学（各学部、医学進学課程）・甲南大学大学院（修士課程・博士課程）、旧制甲南中学校・旧制甲南高等学校・甲南高等学校]

(組織)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 顧問 若干名
2. 会長 1名
3. 副会長 数名
4. 幹事 数十名
5. 会計 1名
6. 会計監査 2名
7. 書記 2名
8. 事務局長 1名
9. 事務次長 2名

(総会)

第9条 本会は、定時総会を1年に1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

第10条 定時総会においてなすべき事項は次の通りとする。

1. 会計報告
2. 会則の変更
3. その他重要事項

第11条 総会の議事は、出席者の過半数をもって可否を決し、可否同数の時は議長が決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、終身会費・臨時会費・寄付金及び雑収入を以って支弁する。

第13条 会員の終身会費・臨時会費及び会費は、別に定める。

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

付 則

1. 1.この会則は昭和62年10月18日より施行され、平成3年4月1日に改正さる。
2. 本会の入会金は次の通り定める。[終身会費 1万円]
3. 総会その他の行事にあたって適宜臨時会費を徴収する事が出来る。